

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	自立支援医療費(精神通院医療費)の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島県は、自立支援医療費(精神通院医療費)の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島県知事

公表日

令和8年4月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援医療費(精神通院医療費)の支給に関する事務
②事務の概要	<p>○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援医療費(精神通院医療費)の支給に関する事務を行っている。</p> <p>○ 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 自立支援医療費(精神通院医療)の申請受理・認定・受給者証の交付に関する事務・ 自立支援医療費の支給認定の変更に関する事務 <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務></p> <ul style="list-style-type: none">・ 情報連携のため、本県は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。・ 住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。・ 住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	地域精神保健関連情報システム、個人情報管理ツール、統合宛名管理システム、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム、Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援医療費(精神通院医療費)の支給に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)、以下「番号利用法」という。) 第9条第1項 別表 117の項、第19条6号○ 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第60条第2号から第7号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会・情報提供の根拠 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の別表117の項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第60条2号から7号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	徳島県精神保健福祉センター
②所属長の役職名	徳島県精神保健福祉センター 所長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	徳島県生活環境部県民ふれあい課 情報公開個人情報担当 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 電話 088-621-2024
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島県精神保健福祉センター 企画・自立支援担当 〒770-0855 徳島県徳島市新蔵町3丁目80番地 電話 088-625-0610
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。マイナンバー取得、紐付けを複数人で行っていることから「十分である」と考えられる。</p>

9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報取扱い区域を明確にしており、区域外での作業を行わないように徹底している。また特定個人情報を含む書類等は瞬時に取り出せるよう管理しており、施錠のできる書棚に保管している。特定個人情報を含むデータの破損・滅失に備えてバックアップを毎日とっている。以上のことより「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	II 1 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	錯誤による訂正であり、しきい値判断結果にも変更なく、重要な変更には当たらない。
平成28年6月30日	II 1 1つ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	平成28年6月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成28年6月30日	II 2 1つ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	平成28年6月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成28年6月30日	I 8 連絡先	徳島県警察局警察課 情報公開個人情報担当 千770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番	徳島県警察局警察課ふれあい交流室 情報公開個人情報担当	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成28年6月30日	I 8 連絡先	徳島県精神保健福祉センター 企画指導担当 千770-0855 徳島県徳島市新蔵町3丁目80	徳島県精神保健福祉センター 企画・自立支援担当	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成28年6月30日	II 1 1つ時点の計数か	平成28年6月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成28年6月30日	II 2 1つ時点の計数か	平成28年6月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月10日	I 7 請求先	徳島県警察局警察課ふれあい交流室情報公開個人情報担当	徳島県警察局警察課情報公開個人情報担当 千770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月10日	II 1 1つ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月10日	II 2 1つ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月4日	I 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	徳島県警察局警察課 情報公開個人情報担当 徳島県徳島市万代町1丁目1番地	徳島県警察局警察課評価課県庁ふれあい室 情報公開個人情報担当	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月4日	II 1 1つ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月4日	II 2 1つ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和2年6月4日	I 5 ②所属長の役職名	徳島県精神保健福祉センター所長 石元康仁	徳島県精神保健福祉センター所長	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和3年6月8日	II 1 1つ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和3年6月8日	II 2 1つ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和3年6月8日	I 4 ②法令上の根拠	番号利用法 第19条第9号 別表第二	番号利用法 第19条第8号 別表第二	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和4年6月30日	II 1 1つ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和4年6月30日	II 2 1つ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和5年6月30日	II 1 1つ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和5年6月30日	II 2 1つ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和7年3月14日	II 1 1つ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和7年3月14日	II 2 1つ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和7年3月14日	IV 2 特定個人情報の入手	目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 1)特に入力している	2)十分である	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和7年3月14日	IV 3 特定個人情報の使用	目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か 1)特に入力している	2)十分である	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和7年3月14日	IV 3 特定個人情報の使用	権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か 1)特に入力している	2)十分である	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和7年3月14日	IV 5 特定個人情報の提供・移転	不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か 1)特に入力している	2)十分である	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和7年3月14日	IV 6 情報提供ネットワークシステムとの接続	目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 1)特に入力している	2)十分である	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和7年3月14日	IV 6 情報提供ネットワークシステムとの接続	不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か 1)特に入力している	2)十分である	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和7年3月14日	IV 7 特定個人情報の保管・消去	特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスクへの対策は十分か 1)特に入力している	2)十分である	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和7年3月14日	IV 10 従業員に対する教育・啓発	従業員に対する教育・啓発 1)特に入力している	2)十分である	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和7年3月14日	I 7 特定個人情報の開示・訂正・利用請求	徳島県警察局警察課評価課県庁ふれあい課	徳島県生活環境部県民ふれあい課	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和7年3月14日	I 4 ②法令上の根拠	番号利用法 第19条第8号 別表第二	番号法 第19条第8号 別表	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和7年3月14日	I 4 ②法令上の根拠	番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和7年3月14日	I 3 個人番号の利用	第9条第1項 別表第一 84の項	第9条 別表 117の項	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和7年3月14日	I 3 個人番号の利用	第60条第1号及び第4号	第60条第2号から第7号	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和8年3月23日	II 1 1つ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和8年3月23日	II 2 1つ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和8年4月28日	I 1 ②事務の概要	○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援医療費(精神通院医療費)の支給に関する事務を行っている。 ○ 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ・ 自立支援医療費(精神通院医療)の申請受理・認定・支給者証の交付に関する事務 ・ 自立支援医療費の支給認定の変更に関する事務 ○ 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ・ 自立支援医療費(精神通院医療)の申請受理・認定・支給者証の交付に関する事務 ・ 自立支援医療費の支給認定の変更に関する事務	○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援医療費(精神通院医療費)の支給に関する事務を行っている。 ○ 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ・ 自立支援医療費(精神通院医療)の申請受理・認定・支給者証の交付に関する事務 ・ 自立支援医療費の支給認定の変更に関する事務 ○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成25年法律第27号、以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表 117の項 ○ 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条第2号から第7号	事前	記載内容の変更
令和8年4月28日	I 1 ③システムの名称	地域精神保健関連情報システム	地域精神保健関連情報システム、個人情報管理ツール、統合宛名管理システム、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム、Public Medical Hub (PMH)	事前	記載内容の変更
令和8年4月28日	I 3 個人番号の利用	○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表 117の項 ○ 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条第2号から第7号	○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表 117の項、第18条6号 ○ 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条第2号から第7号	事前	記載内容の変更
令和8年4月28日	IV 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事前	記載内容の変更